

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年6月4日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年6月4日から令和8年6月18日まで一般の縦覧に供します。

令和8年6月4日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道		
路線名	供用開始の区間	備考
登戸 第122号線	川崎市多摩区登戸1818番2先	
	川崎市多摩区登戸1816番1先	
登戸 第106号線	川崎市多摩区登戸2294番1先	
	川崎市多摩区登戸2241番3先	
登戸 第132号線	川崎市多摩区登戸1727番4先	
	川崎市多摩区登戸1709番2先	
登戸 第40号線	川崎市多摩区登戸2610番1先	
	川崎市多摩区登戸2578番7先	

登戸 第79号線	川崎市多摩区登戸3416番1先	
	川崎市多摩区登戸3414番4先	
多摩 第4号線	川崎市多摩区登戸3403番6先	
	川崎市多摩区登戸3405番6先	
登戸 第137号線	川崎市多摩区登戸1977番先	関係図面の とおり
	川崎市多摩区登戸4304番2先	
登戸 第145号線	川崎市多摩区登戸1668番1先	
	川崎市多摩区登戸1648番1先	